南部町告示第１４６号

南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係要綱の整理に関する要綱をここに公布する。

令和８年１１月６日

南部町長　陶山　清孝

（公印省略）

南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係要綱の整理に関する要綱

（企業等職員の受入れに関する要綱の一部改正）

第１条　企業等職員の受入れに関する要綱（平成２７年南部町告示第９３号）の一部を次のように改正する。

第６条中「平成１６年南部町条例第５０号」を「令和７年南部町条例第２１号」に改める。

（南部町行政経営アドバイザー設置要綱の一部改正）

第２条　南部町行政経営アドバイザー設置要綱（平成３０年南部町告示第６０号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書中「平成１６年南部町条例第５０号」を「令和７年南部町条例第２１号」に改める。

（南部町小学校大会等派遣費補助金交付要綱の一部改正）

第３条　南部町小学校大会等派遣費補助金交付要綱（令和６年南部町告示第１３４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項ただし書中「（平成１６年南部町条例第５０号。）第１９条」を「（令和７年南部町条例第２１号）第１３条」に改める。

（南部町地域づくりアドバイザー設置要綱の一部改正）

第４条　南部町地域づくりアドバイザー設置要綱（令和７年南部町告示第４０号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書中「平成１６年南部町条例第５０号」を「令和７年南部町条例第２１号」に改める。

（南部町型地域クラブ大会等派遣費補助金交付要綱の一部改正）

第５条　南部町型地域クラブ大会等派遣費補助金交付要綱（令和８年南部町告示第９４号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「平成１６年南部町条例第５０号」を「令和７年南部町条例第２１号」に改め、「計算」の次に「する」を加える。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。